

中部運輸局
自動車交通部

平成30年8月3日 14時00分発表

連絡先 中部運輸局自動車交通部
旅客第二課 小笠原、山田、深谷
TEL 052-952-8036

同時発表：静岡県政記者クラブ

静岡地区のタクシー運賃改定要請のお知らせ

平成30年8月1日、静岡県焼津市の株式会社アンビ・アから一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の変更（運賃改定）を求める旨の要請書が提出されましたのでお知らせします。

なお、静岡地区（※1）において、本要請の日から3ヶ月の間に要請書（準特定地域（※2）以外の地域にあっては、申請書）を提出した法人タクシー事業者の合計車両数（※3）が7割以上となった場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

1. 要請者

会社名：株式会社アンビ・ア

住 所：静岡県焼津市栄町2丁目2-21

2. 公定幅運賃変更要請の概要（普通車要請分を抜粋）

◆初乗距離を「1.5km→1.2km」に変更

◆中型車・小型車の車種区分を廃止し、普通車へ車種区分を一本化

【初乗運賃】

車種区分	要 請 運 賃
普通車	1.2kmまで 610円

車種区分	現 行 運 賃
中型車	1.5kmまで 700円
小型車	1.5kmまで 690円

【加算運賃】

車種区分	要 請 運 賃
普通車	223mまで 90円

車種区分	現 行 運 賃
中型車	249mまで 80円
小型車	301mまで 80円

（※1）静岡地区（運賃が適用される地域）

静岡県23市12町のうち、伊豆交通圏を除く19市7町の地域
（《別紙》参照）

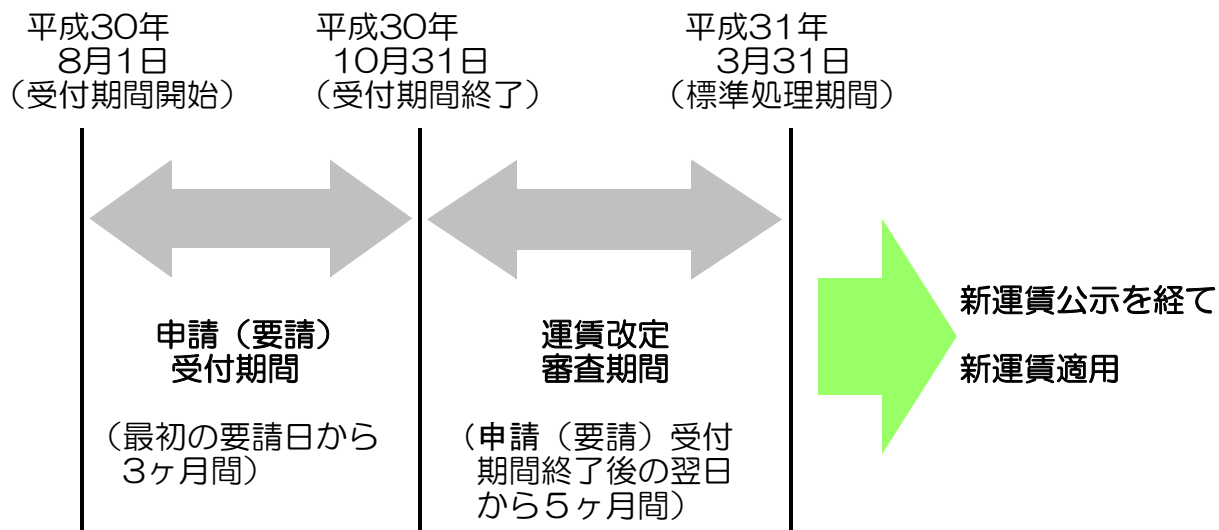
（※2）静岡地区における準特定地域（平成30年8月1日現在）

静岡交通圏、浜松交通圏、富士・富士宮交通圏、沼津・三島交通圏、
磐田・掛川交通圏、藤枝・焼津交通圏

（※3）静岡地区 車両数（平成30年8月1日現在）

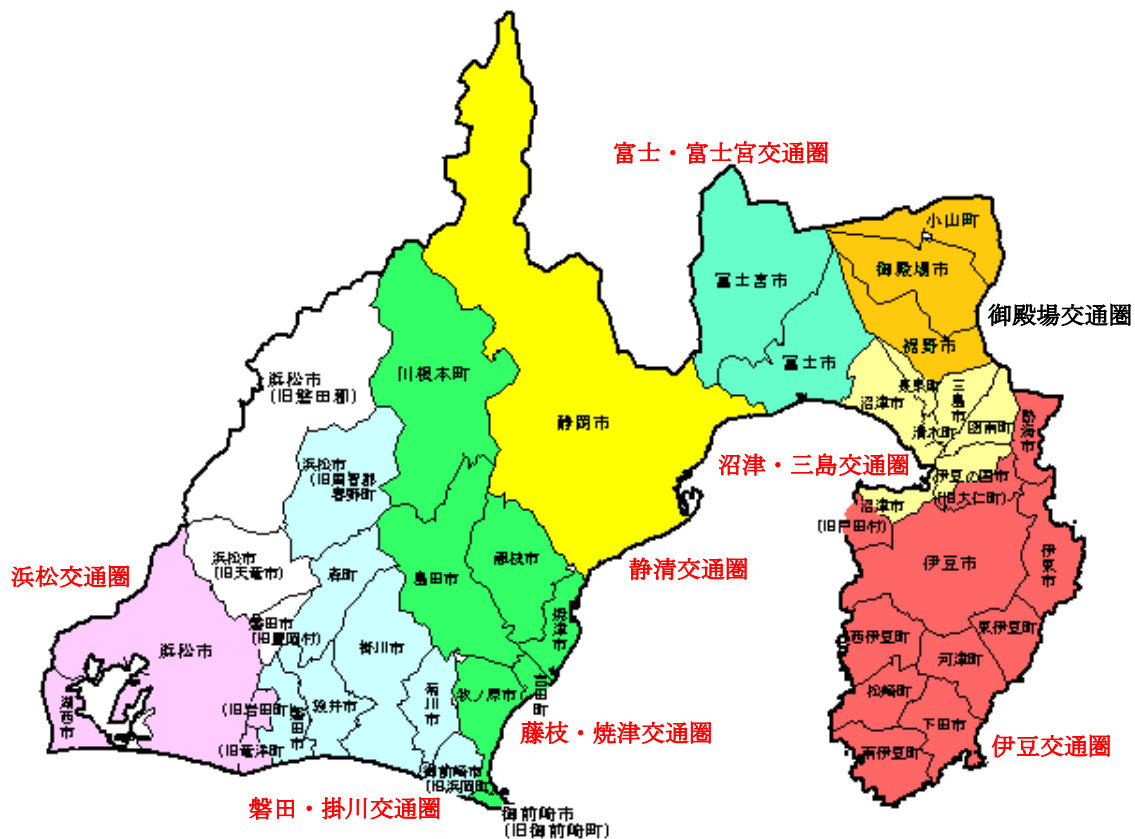
車 両 数：4070両（98者） ※7割以上＝2849両

【今後の予定スケジュール】



- ※ 申請（要請）受付期間中に、申請（要請）書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が7割に達しなかった場合、運賃改定手続は見送ります。
- 申請受付期間中に、申請（要請）書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が7割に達したものの、申請（要請）書を提出した事業者のうち、標準的経営を行っている事業者の、実績年度及び実績年度の翌年度の加重平均収支率が、いずれも100%を超える場合、運賃改定手続は見送ります。

準特定地域一覧（静岡県）（赤字が準特定地域）



静清交通圏	静岡市
浜松交通圏	浜松市（ただし、平成17年7月1日に編入された旧天竜市、旧周智郡春野町、旧磐田郡龍山村、佐久間町、水窪町の区域を除く。）、湖西市、磐田市（ただし、平成17年4月1日に合併された旧磐田郡竜洋町、豊田町の区域に限る。）
富士・富士宮交通圏	富士宮市、富士市
沼津・三島交通圏	沼津市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧田方郡戸田村の区域を除く。）、三島市、伊豆の国市（ただし、平成17年4月1日に合併された旧田方郡伊豆長岡町、菰山町の区域に限る。）、田方郡（函南町）、駿東郡（清水町、長泉町）
御殿場交通圏	御殿場市、裾野市、駿東郡（小山町）
伊豆交通圏	沼津市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧田方郡戸田村の区域に限る。）、熱海市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市（ただし、平成17年4月1日に合併された旧田方郡大仁町の区域に限る。）、賀茂郡
磐田・掛川交通圏	浜松市（ただし、平成17年7月1日に編入された旧周智郡春野町の区域に限る。）、磐田市（ただし、平成17年4月1日に合併された旧磐田郡竜洋町、豊田町、豊岡村の区域を除く。）、掛川市、袋井市、御前崎市（ただし、平成16年4月1日に編入された旧小笠郡浜岡町の区域に限る。）、菊川市、周智郡
藤枝・焼津交通圏	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、榛原郡、御前崎市（ただし、平成16年4月1日に編入された旧榛原郡御前崎町の区域に限る。）
その他地域	浜松市（平成17年7月1日に編入された旧天竜市の区域に限る。）、浜松市・磐田市（平成17年7月1日に浜松市に編入された旧磐田郡龍山村、佐久間町、水窪町の区域及び平成17年4月1日に磐田市に編入された旧磐田郡豊岡村の区域に限る。）